

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月20日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項を次のように改める。

本庁	会計管理者 危機管理監 技監 企画監 広報監 地球環境政策監 情報政策監 人材活性化政策監 子育て支援政策監 保健政策監 交通政策監 局長 室長 担当局長 理事 産業観光局観光政策 監 保健福祉局医務監 都市計画局景観創生監 部長 担当部長 職員研修センター長 課長 担当課長 副室長 保育担当課長 次 長 職員研修センター次長 行財政局総務部総務課の庁舎管理係長、 警備長及び副警備長で課長補佐又は係長に相当する地位にあるもの 行財政局総務部法制課法規係長 行財政局人事部人事課の担当課 長補佐、係長及び担当係長 行財政局人事部給与課の係長 行財政局 人事部厚生課の福利係長及び安全衛生係長 行財政局コンプライア ンス推進室の服務監察係長及び業務監察係長 行財政局財政部財政 課の予算担当の係長 総合企画局市長公室の秘書担当の担当課長補 佐、秘書係長及び秘書担当の担当係長 局及び会計室の庶務担当の係 長及び担当係長 局及び会計室の人事担当の係長及び担当係長 行 財政局人事部の人事課及び給与課労政担当の職員
----	---

別表区役所支所の項中「支所長 副支所長」を「担当区長 担当副区長」
に改め、同表東京事務所の項中「次長」を「次長 担当課長」に改め、同表
職員研修センターの項を削り、同表美術館の項中「次長」を「副館長 事務
局長」に改め、同表コミュニティセンターの項を削り、同表中央卸売市場第
二市場の項中「次長」を削り、同表生活館の項を削り、同表京都市立病院の

項中「部長」を「部長 担当部長」に改め、同表京都市立京北病院の項中「事務長」を「事務長 診療部長 看護部長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「学力向上推進室長，京都こどもモノづくり事業企画推進室長及び」を削り、「南区小中一貫校開設準備室副室長 小中一貫教育推進室副室長」を「南区小中一貫校開設準備室副室長 下京渉成小学校教育企画推進室副室長 開晴小中学校教育企画推進室副室長」に改め、同表高等学校の項中「准校長」を「准校長 副校長」に改め、同表中学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表京都まなびの街生き方探究館の項中「館長」を「館長 事務局長 監察員」に改め、同表備考2中「理財局財務部主計課」を「行財政局財務部財政課」に改め、同表備考3中「総務局」を「行財政局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)